

第3次八雲町障害者計画

(平成27年度～32年度)

【概要版】



平成27年3月
八雲町

目次

1	計画について	2
2	国の動向	2
3	障がいのある人の状況	4
4	重点的に取り組んできた事業	5
5	今後の施策推進に向けた視点	6
6	基本理念	7
7	基本目標	8
8	施策の体系	9
9	施策の取組	10
10	計画の推進に当たって	12

1 計画について

- ◆ この計画は、改正障害者基本法第11条第2項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。
- ◆ この計画は、国の「第3次障害者基本計画」、北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」等の内容を十分に踏まえながら、「新八雲町総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、保健福祉分野の関連計画との整合・調整を図るものです。
- ◆ この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

2 国の動向

国においては、平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えて、平成21年からの当面5年間を制度改革の集中期間とし、障がい者施策全般にわたる制度改革に向けた協議が精力的に進められました

■障害者基本法の改正

障害者制度改革の推進のための第二次意見を踏まえ、平成23年8月に「改正障害者基本法」が公布されました。

【改正障害者基本法的主要ポイント】

目的規定の見直し	障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に規定
障がい者の定義の見直し	「制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義を追加
地域社会における共生について	共生社会を実現するために、社会活動への参加機会の確保、住まいなどの選択機会の確保、意思疎通のための手段についての選択機会の確保等を明記
障がい者差別の禁止	社会的障壁の除去には、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとした

■障害者総合支援法

障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて審議されてきた「障害者総合支援法」が障害者自立支援法に代わるものとして、平成24年6月27日に公布されました。

■その他関係法令の成立

① 障害者虐待防止法

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました（施行は平成24年10月1日）。

この法律は、名称のとおり、障がい者に対する虐待を禁じ、万一虐待があった場合には市町村へ通報することを求める内容になっています。家庭や福祉施設、職場での虐待の予防と早期発見により、障がい者の人権を守るのがねらいです。

② 障害者優先調達推進法

平成24年6月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、25年4月から施行されています。

この法律は、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の自立の促進に資するため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを進めるために、必要な措置を講じるものです。

③ 「障害者雇用促進法」改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（施行は平成28年4月1日。ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては平成30年4月1日）。

この法律は、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容としています。

④ 障害者差別解消法

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

■障害者基本計画（第三次）の策定

平成25年9月、平成25年度から平成29年度までのおおむね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画が策定されました。

■障害者の権利に関する条約の批准

平成26年1月、我が国は、「障害者の権利に関する条約」（以下「本条約」という。）の批准書を国際連合事務総長に寄託しました。これにより、本条約は、平成26年2月19日に我が国について効力を生ずることとなりました。

本条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

本条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

3 障がいのある人の状況

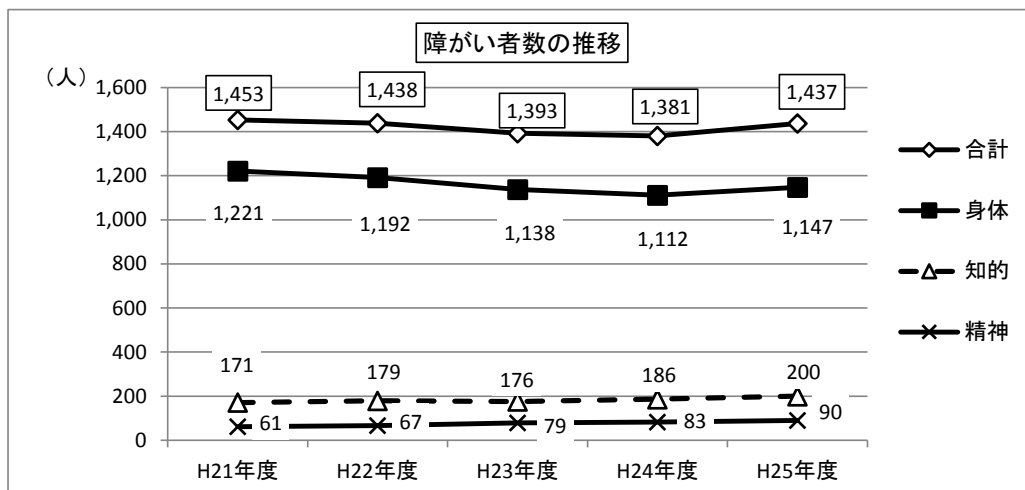
障がい者数（各障害手帳所持者数）は全体では平成21年度の1,453人をピークに、その後は1,400人前後を推移し、平成25年度には1,437人です。

平成26年3月31日現在の八雲町の人口は18,005人で、障がい者数全体（1,437人）の割合は総人口の8.0%にあたります。身体障がい者は6.4%、知的障がい者は1.1%、精神障がい者は0.5%です。

■障がい者数の推移（各年度末現在） [単位：人（%）]

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい者合計	1,453 (7.6)	1,438 (7.6)	1,393 (7.5)	1,381 (7.6)	1,437 (8.0)
身体障がい者(児)	1,221	1,192	1,138	1,112	1,147
18歳未満	9	9	8	8	7
18歳以上	1,212	1,183	1,130	1,104	1,140
知的障がい者(児)	171	179	176	186	200
18歳未満	34	33	31	34	35
18～64歳	125	134	134	139	144
65歳以上	12	12	11	13	21
精神障がい者(児)	61	67	79	83	90
18歳未満	0	0	2	1	1
18～64歳	54	58	68	70	76
65歳以上	7	9	9	12	13
人口	19,106 (100.0)	18,868 (100.0)	18,514 (100.0)	18,286 (100.0)	18,005 (100.0)

資料：保健福祉課障がい者福祉係



4 重点的に取り組んできた事業

第2次八雲町障害者計画の計画期間中（平成22年度～平成26年度）に重点的に取り組んだ事業は次のとおりです

(1) 指定特定相談支援事業所の開設

平成26年4月1日、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を開設し、障害福祉サービスを利用する障がい者のサービス等利用計画を作成するとともに、障がい者（児）や家族などからの様々な相談に対応しています。

また、平成26年7月1日、独立行政法人国立病院機構八雲病院が「八雲病院相談支援事業所」を開設し、国立八雲病院に入所している障がい者などのサービス等利用計画を作成しています。

(2) 子ども発達支援センターの開設

平成24年4月1日、「八雲町子ども発達支援センター」を開設し、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、保健・福祉・教育・就労など関係機関から一貫した適切な支援を受けるために、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

また、支援が必要な児童が、関係機関の支援を一貫して受けられるよう、生涯、使うことができる「育ちと学びの応援ファイル カラフル」を紹介します。

(3) グループホームの開設

障がい者のグループホーム「共生型支援ハウスきずな」が平成24年3月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（グループホーム）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、高齢者等アパート・地域サロンも併設しています。

さらに、翌年、平成25年3月1日、2棟目となる「共生型支援ハウスきずなⅡ」が市街地地区に開設されました。

(4) 就労継続支援B型事業所の開設

就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」が平成23年4月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（就労B）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、喫茶・共生サロンを併設しています。

5 今後の施策推進に向けた視点

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、八雲町における障がい者を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい福祉施策の推進に当たって共通して求められる視点は次のような項目になります。

◆ 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がい者が自ら住みたい場所で、当たり前の生活を送ることが重要です。

障がい者が、地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重した、より身近な地域でのサービス提供体制の充実が必要です。

また、障がい者の多様なニーズに応じる必要があります。

◆ 障害者差別の禁止と合理的配慮

障害者基本法において、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について「必要かつ合理的配慮」がされなければならないと明記されました。

障がい者に対する差別や偏見は、まだまだ存在していると言わざるを言えません。今後、施策を展開していくに当たって、「必要かつ合理的配慮」の普及を図りながら、障がいの有無による格差を是正していく仕組みに取り組んでいく必要があります。

◆ 共に生きるための暮らしやすい環境づくり

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てない社会の構築を目指しています。

今回の改正によって新たに付け加えられた「分け隔てられることなく」「共生する社会」をすべての施策を展開する際の共通視点とすることが求められています。

◆ ライフステージにそった一貫した施策の展開

障がい者が住みなれた地域で、自立し、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じ、一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

また、障がい者施策は、保健・医療・福祉・生活環境・就労など多岐にわたります。地域における保健、医療及び福祉が互いの関係を深めながら連携を進めていくことが必要となります。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

6 基本理念

この計画では、次の3点を基本理念とし、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会「人」として豊かに“共に生きる”まちを目指します。

■ 基本理念 ■

差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち

安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち

社会の一員として自立し成長できるまち

「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」は、社会を形成し社会で生きていく最も基礎をなす考え方であり、「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」は学び働き集い憩う生活の基盤となります。そして「社会の一員として自立し成長できるまち」は、自分の能力と可能性を拓き、社会を構成する一員としての責任を果たしながら自分らしく充実して生きることで、私たち一人一人がそのように生きれば、社会は活力と希望に満ちたものになります。



「障害」の表記について

本計画において、本計画の名称と人や人の状況を表す場合は「障害」を「障がい」の表記に変更しました。

ただし、法令や固有名称、組織名、現計画名、事業制度等の固有名称等は従前どおりとします。

7 基本目標（施策展開の基本方向）

（1）地域における生活支援

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がいのある人の自立した生活を支援するとともに、その介助に当たる家族の介助負担を軽減することも重要となります。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていきます。



（2）自立と社会参加の促進

障がいや発達に課題のある子どもについては、早期の発見と質の高い療育や相談・支援が求められます。その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの程度等に応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。また、障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。

障がいや発達に課題のある子どもが早期に質の高い療育が受けられるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育・教育の充実を図るため、関係機関の連携を図っていきます。

また、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進していきます。



（3）共に支え合うまちづくりへの支援

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

今なお、障がいのある人に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあるといわざるを得ません。障がいのある人の尊厳の保持を図るため、「必要かつ合理的な配慮」についての議論を深めながら、障がいのある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障がいのある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指すとともに、障がいのある人をはじめ、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていきます。



8 施策の体系

基本目標	大項目	中項目
1. 地域における生活支援	(1) 相談支援体制の整備	1) 相談・情報提供体制の充実
		2) 障がい者ケアマネジメント体制の充実
		3) 協議会（地域自立支援協議会）の充実
	(2) 生活支援の充実	1) 在宅生活への支援（必要なサービスの確保）
		2) 住まいの確保（居住環境の整備・改善）
		3) 地域生活の安心・安全の確保
		4) 防災・防犯対策の推進
	(3) 保健・医療の充実	1) 予防対策の充実
		2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実
3) 精神保健活動の充実		
4) 発達障がいや難病患者等への支援		
2. 自立と社会参加の促進	(1) 教育・療育の充実（学ぶ）	1) 療育・発達支援体制の充実
		2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
		3) 障がい児教育の充実
	(2) 雇用・就労の推進（働く）	1) 日中活動の場の確保
		2) 雇用・就労の促進
	(3) 社会参加の促進（楽しむ）	1) 移動・コミュニケーションに関する支援
		2) スポーツ・文化活動等の振興
		3) 社会参加の促進
	3. まちづくりにあつちの支援 共に支え合う	(1) 権利擁護の推進
2) 差別及び虐待防止のための取組		
(2) 共に支え合うまちづくり		1) 理解と交流の促進
		2) 福祉教育・福祉学習の推進
		3) 地域における福祉活動の推進



9 施策の取組

1 地域における生活支援

大項目	中項目	施策
(1) 相談支援体制の整備	1) 相談・情報提供体制の充実	1 相談支援の充実 2 広報活動の充実 3 窓口対応の充実 4 情報提供の充実 5 点字・朗読による情報提供の充実 6 ICT（情報通信技術）の利用促進
	2) 障がい者ケアマネジメント体制の充実	1 ケアマネジメント体制の充実 2 巡回相談の実施
	3) 協議会（地域自立支援協議会）の充実	1 地域自立支援協議会の機能強化
(2) 生活支援の充実	1) 在宅生活への支援（必要なサービスの確保）	1 居宅における生活支援サービスの充実 2 日中活動事業の推進 3 地域生活支援事業の充実 4 福祉用具の利用支援 5 家族に対する支援 6 除雪の支援
	2) 住まいの確保（居住環境の整備・改善）	1 居住系サービスの充実 2 施設サービスの利用支援 3 公営住宅等の整備 4 バリアフリー化の促進 5 住宅改善に関する支援
	3) 地域生活の安心・安全の確保	1 声かけサービスの実施 2 福祉のまちづくりの推進 3 ユニバーサルデザインの推進
	4) 防災・防犯対策の推進	1 災害時要援護者対策の推進 2 避難体制等の確立 3 通信連絡体制の充実 4 防犯対策の充実
(3) 保健・医療の充実	1) 予防対策の充実	1 母子保健活動の推進 2 春期の心の問題への対応 3 中高年の予防対策の充実
	2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実	1 保健活動・リハビリテーション体制の充実 2 医療・地域ケアの充実 3 医療給付等の充実
	3) 精神保健活動の充実	1 社会復帰への支援 2 当事者や家族への支援
	4) 発達障がいや難病患者等への支援	1 発達障がいのある人への支援 2 高次脳機能障がいのある人への支援 3 難病患者への支援

2 自立と社会参加の促進

大項目	中項目	施策
(1) 教育・療育の充実 (学ぶ)	1) 療育・発達支援体制の充実	1 障がい児療育の充実 2 地域療育体制の充実
	2) 障がいのある子どもの地域生活・ 家庭支援	1 地域子育て支援センター事業の推進 2 障がい児保育の実施
	3) 障がい児教育の充実	1 特別支援教育の充実 2 交流及び共同学習の充実 3 就学等の支援 4 障がい児の教育相談の充実
(2) 雇用・就労の推進 (働く)	1) 日中活動の場の確保	1 福祉的就労の場の整備・充実 2 地域活動支援センター活動の充実
	2) 雇用・就労の促進	1 一般就労への移行支援 2 ハローワークとの連携 3 障がい者雇用拡大
(3) 社会参加の促進 (楽しむ)	1) 移動・コミュニケーションに関する 支援	1 福祉タクシー料金の助成 2 移動支援事業 3 補助犬の普及 4 手話通訳者の育成と利用促進 5 点訳者や朗読者の育成と利用促進 6 FAX・電子メールの活用促進
	2) スポーツ・文化活動等の振興	1 障がいのある人のスポーツの促進 2 レクリエーション活動・文化活動の促進 3 生涯学習機会の確保
	3) 社会参加の促進	1 ボランティアの育成と活動促進 2 社会福祉協議会活動への支援 3 地域活動への障がいのある人の参加促進

3 共に支え合うまちづくりへの支援

大項目	中項目	施策
(1) 権利擁護の推進	1) 権利擁護の推進	1 人権意識の高揚 2 成年後見人制度等の普及促進 3 投票方法の充実 4 まちづくり参加の推進 5 サービス評価の実施促進等
	2) 差別及び虐待防止のための取組	1 虐待防止のための取組 2 男女共同参画の促進 3 仕事と家庭生活の両立支援
(2) 共に支え合うまちづくり	1) 理解と交流の促進	1 「障害者週間」の周知啓発 2 多様な機会による啓発
	2) 福祉教育・福祉学習の推進	1 学校教育における福祉教育の充実 2 生涯学習における福祉教育の充実
	3) 地域における福祉活動の推進	1 流機会の推進 2 地域での交流の促進

10 計画の推進に当たって

(1) 関連事業との一体的推進

計画は、保健、医療、福祉、労政、教育、住民自治、生活環境、まちづくり等広範にわたります。そのためまず役場内の推進体制を確立すべく、地域福祉や男女共同参画、共生社会づくり、生涯学習等の事業と連動し、一体的な取組を進めます。

(2) サービス供給体制の整備

各種サービスの量的増大と専門化、高度化はその実施に多額の経費と人材を要し、サービス供給のすべてを町で実施することは至難です。このため、基礎的需要については行政の計画的な対応を基本とし、企業、関係団体等とともに相互の主体性を尊重しながら連携し、運営の効率化とサービスの充実に努めます。

また、元気で健康な高齢者が自由な時間を活用して障がい者福祉の分野で活動できるよう条件整備を行っていくとともに、NPO等新しい公共の担い手育成を進めます。

(3) ネットワークシステムの整備

ノーマライゼーション、地域福祉社会、共生社会は、プライバシーの保護やセキュリティ対策などに対する十分な配慮の下、生活全般に関わる情報を総合的に提供していくことが必要です。

このため情報通信体制の整備を進めるとともに、既存組織・団体等のネットワーク形成（安心ほっとネットや事業所間ネットワークなど）に取り組みます。

(4) 町民参加の促進

町民一人一人が障がいへの理解や認識を深め、日頃からあたたかな思いやりの心を育み、助け合いと支え合いがある町をつくりあげることが大切です。

そのためには、だれもが社会の一員としてボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、地域で障がいのある人のニーズ等の把握に努め、見守り、心遣い、交流を自主的に行うことが求められます。したがって今後とも、町民だれもがまちづくりや生涯学習、ボランティア等の活動に参加できるよう条件を整備します。

第3次八雲町障害者計画	発行年月	: 平成27年3月	住所:	北海道二海郡栄町13-1
【概要版】	発行	: 八雲町		シルバープラザ内
《平成27～32年度》	編集	: 保健福祉課	電話:	0137-64-2111